

団体バスで巡る山陰周遊旅行商品造成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 団体バスで巡る山陰周遊旅行商品造成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、この交付要綱に定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 この事業は、一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）が、宿泊を伴う鳥取県ならびに島根県（以下「両県」という。）へのバス利用による団体旅行商品について、その経費の一部を支援することで、山陰両県を巡る滞在型観光を促進することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象の事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たした旅行商品を対象とする。

- (1) 募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
- (2) 1団体の構成が20名以上（実績ベース）であること。
- (3) 両県内の宿泊施設で各1泊以上すること。（単県のみの場合は不可）
- (4) 両県の観光施設を3箇所以上利用し、かつ両県各1箇所以上利用すること。
- (5) 2018年4月1日出発から2019年3月31日までに帰着する企画旅行であること。
- (6) 対象とする旅行商品が、両県その他団体から補助金、委託等を受けていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、下表の左欄に掲げる種別に応じた同表の中欄に掲げる金額を同表の右欄に掲げる台数及び額を上限として予算の範囲内で交付するものとし、予算額に達した時点で終了とする。

種 別	補助金額	補助金の上限
団体バスツアー	バス1台あたり 60,000円	1事業所あたり6台まで、360,000円を 補助金の上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事前に補助金交付申請書（様式第1号）を一般社団法人山陰インバウンド機構代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 代表理事は、前条による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、すみやかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象事業者へ通知するものとする。

(事業の変更・中止)

第8条 前条により交付決定を受けた事業者が、補助対象事業の計画を変更(様式第1号の申請項目2, 3, 4, 6, 7の変更)又は中止する場合は、速やかに様式第3号により提出しなければならない。(但し、様式第1号の申請項目2, 3, 4のみの変更で、補助要件を満たしていれば提出不要)

2 代表理事は、前項の変更又は中止について提出があったときは、前条の規定を準用して通知を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了したときは、その日から30日を経過した日、または交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)を代表理事に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 代表理事は、前条の補助金実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて検査を行い、その報告に係る補助対象事業の結果が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第6号)を代表理事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 代表理事は前条の額の確定通知後、補助対象事業者から補助金請求書(様式第6号)を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(帳簿等の保存)

第13条 機構は、当該補助事業にかかる証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、2017年12月1日から施行する。